

この文書は、**知立市役所が発行**したものです。詐欺やデマには気をつけましょう！

地震や水害で住まいの被害にあったら すぐに「写真で記録」をとりましょう。



上記QRコードは災害証明書に関する知立市ホームページへのリンクです。

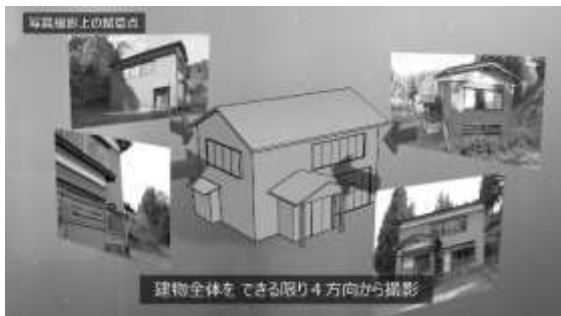
このたびの災害で被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。

これまで、知立市では2000年の東海豪雨以降大規模な災害がなく、今回の災害で住まいが被害を受けたときは、何から手をつけたらいいかわからず今後どうすればいいのかわかりません。

被災された皆様が1日も早く日常生活を取り戻し再建できるよう、知立市も皆様のバックアップします。今後様々な支援も受けるなかで、被害の状況を把握する必要があるため、写真で記録いただきますようお願いいたします。撮影のポイントは次のとおりです。

家の外（外観）

建物全体をできるだけ東西南北
4方向から撮影

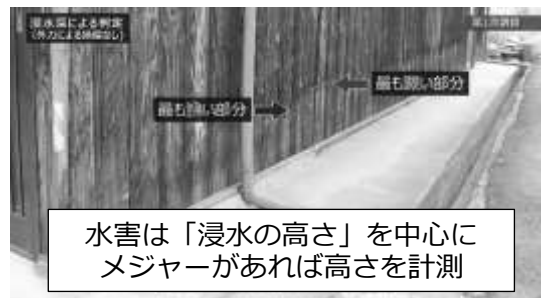


写真は、スマートフォンや携帯電話で撮って
いただいて構いません。

家の中（内観）

被害があったすべての部屋で撮影

- ①被災した部屋の全体写真
- ②被害箇所の「アップ」の写真



【撮影ポイント】内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス（風呂）など

撮影は、
清掃などをする前に！

現地調査や写真による被害状況
をもとに、
**り災証明で用いる
「被害の程度」を
判定**します。

※ 罹災証明書の統一様式

■災害の被害認定基準(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))

※判定方法は、国で統一されています。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、**当該災害による被害の程度を証明する書面**（次項において「**罹災証明書**」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策 給 付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
融 資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
減免・猶予 : 税、保険料、公共料金 等
現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞

※判定方法は、国で統一されています。



注意

地震保険等で罹災証明書が必要か等詳しくは各保険会社へ直接お尋ねください。（市役所ではわかりかねます。）

一般社団法人日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」

（契約状況が不明のとき）

フリーダイヤル 0120-501331

※受付時間：平日9時15分～17時（祝日・年末年始を除く）



左のQRコードは日本損害保険協会（業界団体）トップページへのリンクです。

証明書の申請（交付）方法・開始日や、現地調査の時期などは知立市ホームページや各避難所でお知らせ予定です

※大規模な災害の場合、あなた（世帯主）からの申請がない場合でも先行して被害状況の調査を行う可能性あり※